

# 震

## 東日本大震災により自己の所有する家屋が被害を受け居住の用に供することができなくなった場合に住宅借入金等特別控除等を受けられる方へ

税 務 署

この説明書では、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成 23 年法律第 119 号改正後)等の規定により、①(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていた家屋が東日本大震災によって被害を受け居住の用に供することができなくなった場合で、その家屋について、平成 23 年分以後の残りの控除期間において引き続き(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けるとき、②居住の用に供していた家屋が東日本大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった方が再取得等をした住宅に係る住宅借入金等特別控除を受ける場合、③上記①及び②について重複して適用を受ける場合の要件や手続について説明しています。

※ この説明書は、平成 23 年分の確定申告で住宅借入金等特別控除等を受けられる方を中心にその手続などについて説明しています。

※ この説明書のほか、「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」又は「特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」を併せてご覧ください。

※ この説明書は、平成 23 年 12 月 14 日現在の法令等に基づいて作成しています。

### 〔目次〕

### ページ

I	従前家屋等に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	2
1	居住の用に供することができなくなった家屋について(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けられる方	2
2	居住の用に供することができなくなった家屋について(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けるための手続と必要な書類	2
II	住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例	3
1	住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例を受けられる方	3
2	住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例における従前住宅の要件	3
3	住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例の対象となる家屋	4
4	住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例の対象となる増改築等	4
5	住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例に係る控除額	4
6	住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例を受けるための手続と必要な書類	5
(1)	この特例を受ける最初の年分	5
(2)	この特例を受ける2年目以後の年分(参考)	6
III	重複適用の特例	7
1	特例の内容	7
2	重複適用の特例に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	8
3	重複適用の特例を受ける場合の手続等	8
(1)	この特例を受ける最初の年分	8
(2)	この特例を受ける2年目以後の年分(参考)	11
IV	「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」の記載例	12
V	計算欄	17

## I 従前家屋等に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除

### 1 居住の用に供することができなくなった家屋について(特定増改築等)住宅借入金等特別控除が受けられる方

居住者が、一定の要件を満たす居住用家屋の新築、購入又は増改築等(以下これらをあわせて「住宅の取得等」といいます。)をして、これらの家屋(増改築等の場合は増改築等をした部分)を自己の居住の用に供し(住宅の取得等の日から6か月以内に自己の居住の用に供した場合に限ります。)、引き続き居住の用に供している場合において、その方が住宅借入金等を有するときは、住宅借入金等の年末残高と居住の用に供した日の属する年に応じた控除率の組み合わせにより計算した金額(以下「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」といいます。)をその方のその控除期間内の各年(以下「適用年」といいます。)の所得税の額から控除することができます。

東日本大震災によって被害を受けたことにより、上記家屋が居住の用に供することができなくなった場合には、その居住の用に供することができなくなった日まで引き続き居住の用に供していれば、その年分は(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

### 2 居住の用に供することができなくなった家屋について(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けられるための手続と必要な書類

通常(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けられるための手続となります。

詳しくは、「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」又は「特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」(国税庁ホームページに掲載しています。なお、税務署にも用意しています。)をご覧ください。

この場合、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」の記入に当たっては、その「一面」の「7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」の⑱欄には「二面」で計算した金額を転記し、その「番号」欄には、「二面」の該当する算式のうち、控除額を計算した欄に対応する番号(1から5)を書きます。

次に、申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」に計算明細書⑱の金額を転記します(「区分」欄は記入する必要はありません。)

(注) i 給与所得者が年末調整によってこの控除を受ける場合には、税務署から送付されている、年末調整でこの控除を受けられるための「年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書」又は「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」を、給与の支払者に提出することにより控除を受けられます。この場合、その「備考」欄に、東日本大震災により居住の用に供することができなくなった日を「災害発生日 平成23年3月11日」などと記載します。

ii これらの手続に必要な金融機関から交付を受ける「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」は、災害により居住の用に供することができなくなった日の住宅借入金等の残高が記載されています。

#### (参考) 適用期間の特例

東日本大震災によって被害を受けたことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていた家屋(以下「従前家屋等」といいます。)を居住の用に供することができなくなった場合において、その居住の用に供することができなくなった日の属する年の翌年以後の残りの適用年において、その方がその家屋に係る住宅借入金等の金額を有するときは、その適用年において、引き続き(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます(以下「適用期間の特例」といいます。)

なお、この場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額は、その方の有する住宅借入金等の各適用年の12月31日(この特例の適用を受ける方が死亡した場合には、その死亡の日となります。)における住宅借入金等の残高を基準に計算することとされています。

(注) i 例えば、平成23年中に東日本大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった場合には、平成23年分はその居住の用に供することができなくなった日まで引き続き居住の用に供していればⅠの1の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けることができ、平成24年分以後の残りの適用年においてその家屋に係る住宅借入金等の金額を有するときは、この適用期間の特例を適用することとなります。

ii 居住の用に供することができなくなった日の属する年の翌年以後の残りの適用年において、年末調整でこの特例の適用を受ける場合には、居住の用に供することができなくなった家屋に係る「年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書」又は「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」を給与の支払者に提出することにより適用期間の特例の適用を受けることができます。なお、この場合、その「備考」欄に「適用期間の震災特例」と記載します。

## Ⅱ 住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例

### 1 住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例が受けられる方

自己の所有していた家屋でその居住の用に供していたもの(以下「従前住宅」といいます。)が東日本大震災によって被害を受けたことにより自己の居住の用に供することができなくなった方が、**3**又は**4**の住宅の取得等をして、かつ、その居住の用に供することができなくなった日から平成25年12月31日までの間に、自己の居住の用に供し(その住宅の取得等の日から6か月以内に自己の居住の用に供した場合に限ります。)、引き続き居住の用に供している場合において、その方がその住宅の再取得等のための住宅借入金等(以下「再建住宅借入金等」といいます。)を有するときは、その方の選択により、通常の住宅借入金等特別控除の適用に代えて、その居住の用に供した日の属する年(以下「居住年」といいます。)以後10年間の各年(居住の用に供した日以後その年の12月31日(居住者が死亡した日の属する年又は家屋が災害により居住の用に供することができなくなった日の属する年にあつては、これらの日)まで引き続き居住の用に供している年に限ります。以下「再建特例適用年」といいます。)において、居住年に応じ**5**で計算した住宅借入金等特別控除額の控除を受けることができます。

### 2 住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例における従前住宅の要件

住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例の適用は、従前住宅について、次の要件を満たす必要があります。

イ 自己の所有していた家屋でその居住の用に供していた家屋であったこと

ロ 東日本大震災によって被害を受けたことにより自己の居住の用に供することができなくなったこと

(注)「自己の居住の用に供することができなくなった」とは、東日本大震災によって被害を受けたことにより、客観的にみて従前住宅が一般的に居住の用に供することができない状態になっていた事実がある場合をいい、その事実については、次により判断します。

① り災証明書に記載された損害の程度が「全壊・大規模半壊」の場合…居住の用に供することができない状態となっていた事実がある場合に該当するものとして取り扱われます。

② り災証明書に記載された損害の程度が「半壊」の場合…特に証明内容が事実を適正に反映していないと認められるようなときを除き、居住の用に供することができない状態となっていた事実がある場合に該当するものとして取

り扱われます。

- ③ り災証明書に記載された損害の程度が「一部損壊」の場合…次の i から iv のときに応じ、それぞれ次に掲げる書類を併せて添付します。

〔住宅の新築や購入の場合〕

- i 家屋の取壊しを行ったとき…閉鎖登記記録に係る登記事項証明書
- ii 仮設住宅やアパート等に入居したとき…仮設住宅の使用に係る契約書の写し又はアパート等の賃貸借に係る契約書の写し
- iii 親戚や知人宅に入居していたとき…入居先の住所が記載された住民票の写し(住民票の異動をしていないときは、入居先の方によるその方の自宅等に入居していた旨の申立書)

〔家屋の増改築等の場合〕

- iv 従前住宅に相当程度の補修工事を行い、その住宅に居住していたとき…その補修工事の内容が分かる書類(契約書、見積書の写し等)

### 3 住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例の対象となる家屋

住宅を新築や購入した場合(以下この新築や購入した住宅を「再建住宅」といいます。)には、従前住宅が東日本大震災により被害を受けたことにより自己の居住の用に供することができなくなった日以後最初に居住の用に供する家屋が対象となります。

(注) このほかに新築や購入する家屋に係る通常の住宅借入金等特別控除の要件を満たす必要があります。

### 4 住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例の対象となる増改築等

次のイ又はロの増改築等が対象です。

(注) このほかに増改築等に係る通常の住宅借入金等特別控除の要件を満たす必要があります。

イ 従前住宅(東日本大震災によって自己の所有する家屋が通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を受けたことにより自己の居住の用に供することができなくなったものに限り)に対して行う増改築等

(注)「通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊」とは、今後取壊し若しくは除去せざるを得ないと認められる又は相当の修繕を行わなければ今後居住の用に供することができないと認められる損壊をいいます。なお、被害を受けた後において、その家屋を引き続き居住の用に供していたかどうかは問いません。

ロ 従前住宅以外の住宅(再建住宅等)に対して行う増改築等

### 5 住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例に係る控除額

平成 23 年中に居住の用に供した場合には次の算式によって計算した金額です。

$$\begin{array}{l} \text{(居住の用に供した年(1年目)から10年目までの各年)} \\ \left[ \begin{array}{l} \text{再建住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高4,000万円)} \end{array} \right] \times 1.2\% = \text{特別控除額} \left[ \begin{array}{l} \text{住宅借入金等} \\ \text{(最高48万円)} \end{array} \right] \left[ \begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right] \end{array}$$

(参考)平成 24 年中又は平成 25 年中に居住の用に供した場合

- 平成 24 年中に居住の用に供した場合

(居住の用に供した年(1年目)から 10 年目までの各年)

$$\left( \begin{array}{l} \text{再建住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高 4,000 万円)} \end{array} \right) \times 1.2\% = \begin{array}{l} \text{住宅借入金等} \\ \text{特別控除額} \\ \text{(最高 48 万円)} \end{array} \left[ \begin{array}{l} \text{100 円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

- 平成 25 年中に居住の用に供した場合

(居住の用に供した年(1年目)から 10 年目までの各年)

$$\left( \begin{array}{l} \text{再建住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高 3,000 万円)} \end{array} \right) \times 1.2\% = \begin{array}{l} \text{住宅借入金等} \\ \text{特別控除額} \\ \text{(最高 36 万円)} \end{array} \left[ \begin{array}{l} \text{100 円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

(注) 次に該当する場合には、上記控除額以外の一定の調整が適用されますので税務署におたずねください。

- i 平成 24 年分以後の再建特例適用年において、2 以上の居住年に係る住宅の再取得等に係る再建住宅借入金等の金額を有する場合
  - ii 再建特例適用年において、再建住宅借入金等の金額及びその再建住宅借入金等の金額に係る住宅の再取得等以外の住宅の新築取得等がある場合
- ※「住宅の新築取得等」とは、租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する住宅の取得等又は同条第 5 項に規定する認定長期優良住宅の新築等をいいます。

## 6 住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例を受けるための手続と必要な書類

住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例は、居住年以後 10 年間受けることができますが、この特例を受ける最初の年分と 2 年目以後の年分とでは、次のようにこの特例を受ける手続等が異なります。

### (1) この特例を受ける最初の年分

「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」の所定の欄に必要事項を書いて、住宅借入金等特別控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」にその控除額を、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」等を転記するとともに、その計算明細書を確定申告書と一緒に税務署に提出する必要があります。

(注) 住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合(平成 23 年 6 月 30 日以後に住宅の取得等に係る契約を締結する場合に限ります。)や住宅取得等資金の贈与の特例の適用がある場合は「(付表 1)補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書」に、連帯債務に係る住宅借入金等がある場合は「(付表 2)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」に必要事項を書いて併せて提出します。

### イ 「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」の書き方

(注)「IV 『(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書』の記載例」の 1 を参照してください。

通常住宅借入金等特別控除の記載方法に準じて記入するほか、次によります。

- (イ) 「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」の 一面 の左上部に ㊦ と書きます。
- (ロ) 「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」の 二面 の「平成 23 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算」は記入する必要はありません(また、提出を要しません。)

なお、住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例に係る控除額は、この

説明書の「V 計算欄」のA欄に所定の事項を記入し、その算式により計算した⑮の金額を「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」の一面の「7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」⑮欄に転記するとともに、その「番号」欄には「6」と記入します。

#### ロ 申告書への転記等

「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」の一面の⑮の金額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記するとともに、その「区分」欄には「6」と記入します。

#### 【申告書第一表(申告書Aの場合)】

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除	区分	6	⑮			3	0	2	4	0	0
------------------------	----	---	---	--	--	---	---	---	---	---	---

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」等を次のように書きます。

#### 【申告書第二表】

○特例適用条文等	震 平成23年11月25日居住開始
----------	-------------------

#### ハ 添付書類等

住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例の適用を受ける場合には、上記イで作成した「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」のほか、通常の住宅借入金等特別控除の適用を受けるために必要とされる所定の書類に加え、従前住宅が東日本大震災により被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなったこと及び住宅の再取得等が居住用家屋の新築又は新築住宅若しくは既存住宅の取得である場合には従前住宅が居住の用に供することができなくなった日以後最初に居住の用に供されたものであることを明らかにする次の書類が必要です。

- ① 市町村長又は特別区の区長の従前住宅に係る東日本大震災による被害の状況等を証する書類(り災証明書)(その写しを含みます。)
- ② 従前住宅の登記事項証明書(滅失した住宅については閉鎖登記記録に係る登記事項証明書)
- ③ 被災者の住民票の写し(その被害を受けた時及びその後におけるその方の住所を明らかにするものに限り。)

(注) i 上記①から③の書類の添付がない確定申告書の提出があった場合において、その添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認められるときは、それらの書類の提出があった場合に限り住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例の適用を受けることができます。

ii 2のロの(注)の③の場合には、i からivのそれぞれに応じた書類の添付も必要です。

#### (2) この特例を受ける2年目以後の年分(参考)

##### イ 確定申告書を提出してこの特例を受ける場合

「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」の所定の欄に必要事項を書いて、住宅借入金等特別控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」にその控除額を、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」等を転記するとともに、その計算明細書及び金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(2か所以上から交付を受けている場合には、その全ての証明書)を確定申告書と一緒に税務署に提出する必要があります。

なお、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を除く通常の住宅借入金等特別控除の適用を受けるために必要とされる所定の書類及び上記①から③の書類は、住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例の適用を受ける最初の年分の確定申告書に添付すれば、2年目以降は添付を要しないこととされています。

(注) 既に年末調整によってこの特例を受けた給与所得者がその年分の確定申告書を提出する場合には、金融機関等から交付を受け次の□により年末調整を受けるときまでに給与の支払者に提出した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」は確定申告書と一緒に税務署に提出する必要はありません。ただし、年末調整によりこの特例を受けた再建住宅借入金等以外の住宅借入金等についてもこの特例を受けるためその年分の確定申告書を提出する場合には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」は年末調整を受けるときまでに給与の支払者に提出したのも含めて確定申告書と一緒に税務署に提出する必要があります。

#### □ 給与所得者が年末調整によってこの特例を受ける場合

確定申告をしてこの特例の適用を受けた給与所得者は、その確定申告をした年の翌年以後の各年分の所得税について、年末調整によってこの特例を受けることができます。

年末調整によってこの特例を受けようとする方は、必要事項を記載した「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」、「年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書」及び金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(2か所以上から交付を受けている場合は、その全ての証明書)を年末調整を受けるときまでに給与の支払者に提出する必要があります。

- (注) i 年末調整によってこの特例を受けた年の翌年以後の各年分の所得税について、同一の給与の支払者の下で年末調整によってこの特例を受ける場合には、「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」に、既に年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書を添付して年末調整によりこの特例を受けている旨を記載することにより「年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書」の提出を省略できます。
- ii 年末調整によってこの特例を受けようとする各年の12月31日まで居住する見込みであるとしてこの特例を受けた場合でも、同日まで居住していないときには、この特例を受けることはできません。
- iii 確定申告書を提出してこの特例を受けた給与所得者で、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」の「8 控除証明書の要否」欄の「要する」の文字を○で囲んだ方には、確定申告によって住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例を受けた年の翌年以後の年分の「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」及び確定申告によって住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例を受けた年の翌年分の「年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書」が税務署から送付されます。
- iv 年末調整によってこの特例を受けた給与所得者が確定申告する場合は、申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」にその控除額を、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」等を書きます。

## Ⅲ 重複適用の特例

### 1 特例の内容

東日本大震災によって被害を受けたことによりⅠの従前家屋等を自己の居住の用に供することができなくなった方のうち、その居住の用に供することができなくなった日から平成25年12月31日までの間に住宅の取得等をし居住の用に供した家屋(以下「再取得住宅」といいます。)に係る住宅借入金等(以下「新規住宅借入金等」といいます。)を有することとなる方については、その従前家屋等に係る「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(Ⅰ(参考)の「適用期間の特例」を含みます。)」と再取得住宅に係る「(特定増改築等)住宅

借入金等特別控除」を、それぞれの適用年が重複する場合には、その適用年において重複して適用することができます(以下「重複適用の特例」といいます。)

(注) i 「自己の居住の用に供することができなくなった」とは、東日本大震災によって被害を受けたことにより、客観的にみて従前家屋等が一般的に居住の用に供することができない状態になっていた事実があることをいい、その事実については、次により判断します。

① り災証明書に記載された損害の程度が「全壊・大規模半壊」の場合…居住の用に供することができない状態となっていた事実がある場合に該当するものとして取り扱われます。

② り災証明書に記載された損害の程度が「半壊」の場合…特に証明内容が事実を適正に反映していないと認められるようなときを除き、居住の用に供することができない状態となっていた事実がある場合に該当するものとして取り扱われます。

③ り災証明書に記載された損害の程度が「一部損壊」の場合…次の a から c のときに応じ、それぞれ次に掲げる書類を併せて添付します。

a 家屋の取壊しを行ったとき…閉鎖登記記録に係る登記事項証明書

b 仮設住宅やアパート等に入居したとき…仮設住宅の使用に係る契約書の写し又はアパート等の賃貸借に係る契約書の写し

c 親戚や知人宅に入居していたとき…入居先の住所が記載された住民票の写し(住民票の異動をしていないときは、入居先の方によるその方の自宅等に入居していた旨の申立書)

ii 「従前家屋等に係る『(特定増改築等)住宅借入金等特別控除』」とは、東日本大震災により従前家屋等が滅失等して居住の用に供することができなくなった方が、その従前家屋等について、その滅失等をした年において適用を受ける「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」と、その滅失等をした年の翌年以後の年において I (参考) の適用期間の特例により適用を受ける「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」をいいます。

iii 「再取得住宅に係る『(特定増改築等)住宅借入金等特別控除』」とは、東日本大震災により従前家屋等が滅失等して居住の用に供することができなくなった方の有する再取得住宅について、その再取得住宅に係る新規住宅借入金等を有する等一定の要件の下で適用を受ける「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例」又は「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」をいいます。

## 2 重複適用の特例に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

再取得住宅に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額と従前家屋等に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額との合計額になります。

具体的な控除額の計算は、次の 3 の(1)のイ又はロの場合により、それぞれに掲げる方法により行います。

## 3 重複適用の特例を受ける場合の手続等

### (1) この特例を受ける最初の年分

次のイとロの区分に応じそれぞれ次のとおり記載します。

#### イ 住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例と従前家屋等に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額について重複適用の特例を受ける場合

この場合、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」は、次の(イ)に係るものと(ロ)に係るものをそれぞれ作成し、控除額の計算はこの説明書の「V 計算欄」により行い、(A)により申告書へ転記します。

#### (イ) 住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例に係る「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」の書き方





## (2) この特例を受ける2年目以後の年分(参考)

### イ 確定申告書を提出してこの特例を受ける場合

再取得住宅及び従前家屋等について「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」の所定の欄に必要事項を書いて、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」にその控除額を、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」等を転記するとともに、その計算明細書及び金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(2か所以上から交付を受けている場合には、その全ての証明書)を確定申告書と一緒に税務署に提出する必要があります。

なお、上記(1)の①から③の書類は、重複適用の特例の適用を受ける最初の年分の確定申告書に添付すれば、2年目以降は添付を要しないこととされています。

(注) 既に年末調整によってこの特例を受けた給与所得者がその年分の確定申告書を提出する場合には、金融機関等から交付を受け次の口により年末調整を受けるときまでに給与の支払者に提出した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」は確定申告書と一緒に税務署に提出する必要はありません。ただし、年末調整によりこの特例を受けた住宅借入金等以外の住宅借入金等についてもこの特例を受けるためその年分の確定申告書を提出する場合には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」は年末調整を受けるときまでに給与の支払者に提出したのもも含めて確定申告書と一緒に税務署に提出する必要があります。

### ロ 給与所得者が年末調整によってこの特例を受ける場合

確定申告をしてこの特例の適用を受けた給与所得者は、その確定申告をした年の翌年以後の各年分の所得税について、年末調整によってこの特例を受けることができます。

年末調整によってこの特例を受けようとする方は、必要事項を記載した「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」、「年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書」及び金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(2か所以上から交付を受けている場合は、その全ての証明書)を年末調整を受けるときまでに給与の支払者に提出する必要があります。

- (注) i 年末調整によってこの特例を受けた年の翌年以後の各年分の所得税について、同一の給与の支払者の下で年末調整によってこの特例を受ける場合には、「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」に、既に年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書を添付して年末調整によりこの特例を受けている旨を記載することにより「年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書」の提出を省略できます。
- ii 年末調整によってこの特例を受けようとする各年の12月31日まで居住する見込みであるとしてこの特例を受けた場合でも、同日まで居住していないときには、この特例を受けることはできません。
- iii 確定申告書を提出してこの特例を受けた給与所得者で、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」の「8 控除証明書の要否」欄の「要する」の文字を○で囲んだ方には、確定申告によって重複適用の特例を受けた年の翌年以後の年分の「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」及び確定申告によって重複適用の特例を受けた年の翌年分の「年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書」が税務署から送付されます。
- iv 年末調整によってこの特例を受けた給与所得者が確定申告する場合は、申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」にその控除額を、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」等を書きます。

# IV 「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」の記載例

1 住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特除額の特例の適用を受ける場合の記載例(抜粋)

## 平成 23 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書

FA4015

この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に使用します。  
 この明細書の書き方については、控用の裏面を参照してください。

番号

### 1 震所及び氏名

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

住所 郵便番号 ×××-×××× ○○市△△町×-××-× 電話番号 ×××(×××)××××	フリガナ コクセイ タロウ	フリガナ 氏名
氏名 国税 太郎	氏名	

### 2 新築又は購入した家屋等に係る事項

### 3 増改築等をした部分に係る事項

	家屋に関する事項		土地等に関する事項	
居住開始年月日	① 平成 23. 11. 25 (平成 <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> )			
取得対価の額 (補助金等がある場合は(付表1)の③の金額)	② 200000000	④ 250000000		
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きます。	⑤ 100.00	⑥ 120.00		
うち居住用部分 の(床)面積	⑦ 100.00	⑧ 120.00		

  

居住開始年月日	⑨ 平成 <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/>
増改築等の費用の額 (補助金等がある場合は(付表1)の④の金額)	⑩ <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/>
うち居住用部分の金額	⑪ <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/>

※ ⑩の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます(平成23年6月30日以後に増改築等に係る契約を締結する場合で、補助金等があるときを除きます。)

### 4 家屋や土地等の取得対価の額

	① 家屋	② 土地等	③ 合計	④ 増改築等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	⑤ <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/>	⑥ <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/>	⑦ <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/>	⑧ <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/>
あなたの持分に係る 取得対価の額等	⑨ 200000000	⑩ 250000000	⑪ 450000000	⑫ <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/>

### 5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	① 住宅のみ	② 土地等のみ	③ 住宅及び土地等	④ 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る 住宅借入金等の年末残高	⑤ <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/>	⑥ <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/>	⑦ 252000000	⑧ <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/>
連帯債務に係るあなたの負担割合 (付表2)の⑩の割合 ※負担割合がない場合は、100.00%と書きます。	⑨ <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/>	⑩ <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/>	100.00	⑪ <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/>
住宅借入金等の年末残高 (付表2)の⑪の金額 ※負担割合がない場合は、⑤の金額を書きます。	⑫ <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/>	⑬ <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/>	⑭ 252000000	⑮ <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/>
⑫と⑬のいずれか 少ない方の金額	⑯ <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/>	⑰ <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/>	⑱ 252000000	⑲ <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/>
居住用割合 ※小数点以下第1位まで書きます。	⑳ 100.0	㉑ 100.0	㉒ 100.0	㉓ <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/>
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (⑱ × ㉓)	㉔ <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/>	㉕ <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/>	㉖ 252000000	㉗ <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/>
住宅借入金等の年末残高の合計額 (⑮の⑱+⑯の⑱+⑰の⑱+⑲の⑱) ※ ⑱の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑲」欄に転記します。	㉘ 252000000			㉙ <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/>

(注) 「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特除額の特例」を選択した場合には、計算明細書一面の左上部に記載例のとおり(震)と記載します。

### 7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。

番号

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て) ※ 二面の⑲の金額を転記します。 ⑲

(注) 1 「7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」⑲欄は、この説明書の「V 計算欄」のA欄で計算した⑲の金額を転記します。  
 また、「番号」欄には、「6」を記入します。

2 申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、「居住開始年月日」等(例: (震)平成23年11月25日居住開始)と書きます。

3 住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特除額の特例と従前家屋等に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除について重複適用の特例を受ける場合には、上記のほか、次のとおり、「番号」欄に記入した「6」を○で囲みます。

### 7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。

番号

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て) ※ 二面の⑲の金額を転記します。 ⑲

2 1 との重複適用の特例を受ける場合の従前家屋等に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書の記載例(抜粋)

〔(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書一面〕

平成 23 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書

FA4015

○この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に使用します。  
○この明細書の書き方については、控用の裏面を参照してください。

番号

1 住所及び氏名

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

住所	郵便番号××××-×××× ○○市△△町×××× 電話番号×××(×××)××××	フリガナ	
フリガナ	コクセイ タロウ	氏名	
氏名	国税 太郎	フリガナ	
		氏名	

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

3 増改築等をした部分に係る事項

	家屋に関する事項		土地等に関する事項	
居住開始年月日	① 平成 21. 10. 13 (平成 <input type="text"/> )			
取得対価の額 (補助金等がある場合は(付表1)の③の金額)	② 220000000	④ 150000000		
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きます。	⑤ 120.00	⑥ 150.00		
うち居住用部分 の(床)面積	⑦ 120.00	⑧ 150.00		

  

居住開始年月日	㊦ 平成 <input type="text"/>
増改築等の費用の額 (補助金等がある場合は(付表1)の④の金額)	① <input type="text"/>
うち居住用部分の金額	㊧ <input type="text"/>

※ ①の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます(平成23年6月30日以後に増改築等に係る契約を締結する場合で、補助金等があるときを除きます。)

4 家屋や土地等の取得対価の額

	㊀ 家屋	㊁ 土地等	㊂ 合計	㊃ 増改築等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	① <input type="text"/>	<input type="text"/>		<input type="text"/>
あなたの持分に係る 取得対価の額等	② 220000000	150000000	370000000	<input type="text"/>

5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	㊄ 住宅のみ	㊅ 土地等のみ	㊆ 住宅及び土地等	㊇ 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る 住宅借入金等の年末残高	③ <input type="text"/>	<input type="text"/>	242000000	<input type="text"/>
連帯債務に係るあなたの負担割合 (付表2)の④の割合 ※差控額がない場合には、100.00%と書きます。	④ <input type="text"/>	<input type="text"/>	100.00	<input type="text"/>
住宅借入金等の年末残高 (付表2)の⑤の金額 ※差控額がない場合には、③の金額を書きます。	⑤ <input type="text"/>	<input type="text"/>	242000000	<input type="text"/>
②と⑤のいずれか 少ない方の金額	⑥ <input type="text"/>	<input type="text"/>	242000000	<input type="text"/>
居住用割合 ※小数点以下第1位まで書きます。	⑦ $\frac{\text{㊄}}{\text{㊄}+\text{㊅}}$ 100.0	$\frac{\text{㊅}}{\text{㊄}+\text{㊅}}$ 100.0	100.0	$\frac{\text{㊇}}{\text{㊄}+\text{㊅}}$ <input type="text"/>
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (⑥×⑦)	⑧ <input type="text"/>	<input type="text"/>	242000000	<input type="text"/>
住宅借入金等の年末残高の合計額 (⑤の③+⑦の⑧+⑥の⑧+⑦の⑧) ※ ⑨の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑨」欄に転記します。				⑨ 242000000

7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て) ※ 二面の⑬の金額を転記します。 ⑬ 290400

(注) 「7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」の「番号」欄には、二面<sup>⑬</sup>で当てはめた算式の番号を記入します。  
また、住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例と従前家屋等に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除について重複適用の特例を受ける場合には、その「番号」欄に記入した数字を○で囲みます。

〔(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(二面)〕

○ 平成23年分 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名 国税 太郎

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を転記します。			⑨	24,200,000	円
番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)		
1	(2から5のいずれかを選択する場合を除きます。)	平成23年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高40万円) 円 00
		平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高50万円) 円 00
		平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高20万円) 円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高25万円) 円 00
		平成18年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高30万円) 円 00
		平成17年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高40万円) 円 00
		平成14年1月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高50万円) 円 00
		平成13年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.0075 =	⑮	(最高37万5千円) 円 00
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 =	⑮	(最高12万円) 円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 =	⑮	(最高15万円) 円 00
3	認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成21年6月4日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.012 =	⑮	(最高60万円) 円 290,400
4	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成19年4月1日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合			
		⑨の金額(最高1,000万円) …… ③( ) ⑰の金額( )×0.02+(④-⑰)×0.01=		⑮	(最高12万円) 円 00
5	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成20年4月1日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合			
		⑨の金額(最高1,000万円) …… ③( ) ⑰の金額( )×0.02+(④-⑰)×0.01=		⑮	(最高12万円) 円 00

※ ⑮の金額を一面の⑮欄に転記します。

3 1以外の再取得住宅と従前家屋等に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除について重複適用の特例を受ける場合の記載例(抜粋)

〔(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書一面〕

平成 23 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書

FA4015

○この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に使用します。  
○この明細書の書き方については、控用の裏面を参照してください。

番号

1 住所及び氏名

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

住所	郵便番号×××-×××× 〇〇市△△町×-××-× 電話番号×××(×××)××××	フリガナ	
フリガナ	コクセイ タロウ	フリガナ	
氏名	国税 太郎	氏名	

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

3 増改築等をした部分に係る事項

	家屋に関する事項		土地等に関する事項	
居住開始年月日	① 平成 23.11.25	(平成 )		
取得対価の額 (補助金等がある場合は(付表1)の③の金額)	② 22000000	④ 15000000		
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きます。	⑧ 100.00	⑥ 120.00		
うち居住用部分の(床)面積	⑨ 100.00	⑦ 150.00		

  

居住開始年月日	① 平成
増改築等の費用の額 (補助金等がある場合は(付表1)の③の金額)	②
うち居住用部分の金額	③

※ ①の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます(平成23年6月30日以後に増改築等に係る契約を締結する場合で、補助金等があるときを除きます。)

4 家屋や土地等の取得対価の額

	① 家屋	② 土地等	③ 合計	④ 増改築等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。				
あなたの持分に係る取得対価の額等	⑤ 22000000 25000000	⑥ 15000000 20000000	⑦ 37000000 45000000	

5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	① 住宅のみ	② 土地等のみ	③ 住宅及び土地等	④ 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	⑤	⑥	⑦ 25200000 24000000	
連帯債務に係るあなたの負担割合 (付表2)の⑩の割合 ※連帯債務がない場合は、100.00%と書きます。	⑧	⑨	⑩ 100.00 100.00	
住宅借入金等の年末残高 (付表2)の⑪の金額 ※連帯債務がない場合は、⑧の金額を書きます。	⑫	⑬	⑭ 25200000 24000000	
⑫と⑬のいずれか少ない方の金額	⑮	⑯	⑰ 24000000	
居住用割合 ※小数点以下第1位まで書きます。	⑱ 100.0 100.0	⑲ 100.0 100.0	⑳ 100.0 100.0	㉑
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (⑮×⑱)	㉒	㉓	㉔ 24000000 24000000	
住宅借入金等の年末残高の合計額 (⑲の⑱+⑳の⑱+㉑の⑱+㉒の⑱)			㉕ 24000000	㉖ 25200000

※ ㉕の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額㉕」欄に転記します。

7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て) ※ 二面の㉕の金額を転記します。 ㉕ 590400

(注) 1 「7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」の「番号」欄には、二面<sup>〇</sup>で当てはめた算式の番号を「再取得住宅」、「従前家屋等」の順に記入します(設例では、両方ともに認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例の「3」)。

また、重複適用の特例の適用を受ける場合であるため、「番号」欄に記入した二桁の数字を〇で囲みます。

2 ㉕欄には、二面<sup>〇</sup>で計算した控除額の合計額を記入します。

302,400円+288,000円=590,400円

〔(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(二面)〕

○ 平成23年分 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名 国税 太郎

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を転記します。			⑨	25,200,000 <sup>円</sup> 24,000,000
番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(2から5のいずれかを選択する場合を除きます。)	平成23年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮ (最高40万円) 円 00
		平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮ (最高50万円) 円 00
		平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮ (最高20万円) 円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮ (最高25万円) 円 00
		平成18年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮ (最高30万円) 円 00
		平成17年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮ (最高40万円) 円 00
		平成14年1月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮ (最高50万円) 円 00
		平成13年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.0075 =	⑮ (最高37万5千円) 円 00
		平成11年1月1日から平成12年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.005 =	⑮ (最高25万円) 円 00
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 =	⑮ (最高12万円) 円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 =	⑮ (最高15万円) 円 00
3	認定長期優良住宅に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成21年6月4日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.012 =	⑮ (最高60万円) 円 302,400 288,000
4	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成19年4月1日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合		
		⑨の金額(最高1,000万円) …… ③( ) ⑰の金額( )×0.02+(④-⑰)×0.01=	⑮ (最高12万円) 円 00	
5	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成20年4月1日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合		
		⑨の金額(最高1,000万円) …… ③( ) ⑰の金額( )×0.02+(④-⑰)×0.01=	⑮ (最高12万円) 円 00	

※ ⑮の金額を一面の⑮欄に転記します。

## V 計算欄

この計算欄は、①住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例の適用を受ける場合、又は②上記①と従前家屋等に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の重複適用の特例の適用を受ける場合に記入します。

### A 住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例に関する事項

再建住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の左上部に㉞と記載した(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書の⑨の金額を転記します。	⑨	円
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の区分	算 式	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)
住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例を選択した場合	⑨ × 0.012	(最高48万円) 円 〇〇

※ ⑩の金額を「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」の一面に転記するとともに、申告書に控除額等を転記します。

なお、従前家屋等に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除との重複適用の特例を受ける方は、次のB欄及びC欄も記入します。

### B 従前家屋等に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除に関する事項

従前家屋等に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て) ※ 従前家屋等に係る「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」の「7(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」⑩の金額を転記します。	⑩	円 〇〇
--	---	---------

### C 重複適用の特例に係る控除額の計算

重複適用の特例に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て) (Aの⑩ + Bの⑩)	⑩	円 〇〇
--	---	---------

※ ⑩の金額を申告書に転記します。